

川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 0 号

川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市児童相談所長委任規則（昭和47年川崎市規則第25号）の一部を次のように改正する。

本則第21号中「第9項及び第11項」を「第18項及び第20項」に改め、本則第22号中「第33条第8項第2号」を「第33条第17項第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。